

<空き家の適正管理をお願いします>

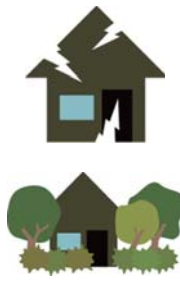
老朽化が進むにつれ、雨風等による損壊の恐れが高くなります。そして、2次災害を引き起こし、所有者（管理者）に損害賠償等の請求追求がなされる可能性もあります。（例えば、隣の家や通行人に被害を与えたり…）
また、管理が行き届かないまま放置された空き家は、防災・防犯・衛生・景観など周辺環境にも悪影響を及ぼします。

このような事態を引き起こさないよう、**空き家の適正管理を所有者（管理者）の責任で行ってください。**

※条例では、空き家の所有者（管理者）に対し、適正管理義務を課しています。その義務を怠り、空き家が「管理不全状態」となった場合は、町が改善のための指導・勧告・命令等を段階に応じてできることとなっています。

「管理不全状態」とは、 以下のような状態をいいます

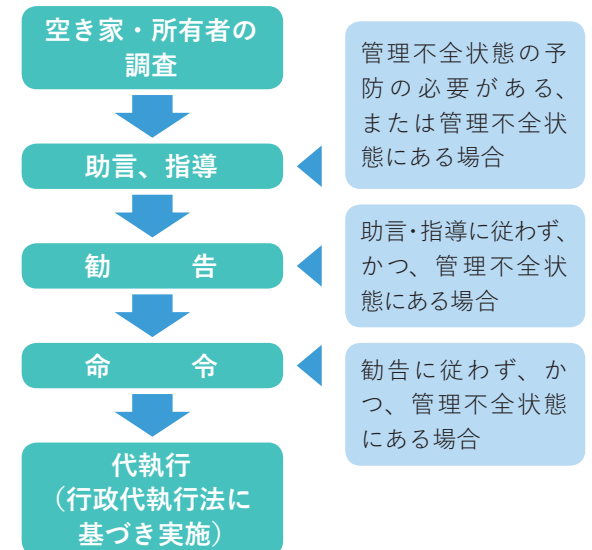
- 外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態など。
- 雑草等が繁茂している状態。
- ネズミ、ハエ、蚊等の衛生動物又は悪臭が発生している状態など。



お金がかかります

空き家を放っておくと建物の改修や修繕、雑草の除去などに多額の費用がかかります。また、特定空家等に指定され、必要な措置を取ることを勧告されると、土地の固定資産税課税標準の住宅用地特例措置から除外され、納税額が増えることとなります。

管理不全状態になると、指導等の対象となります



『危険廃屋解体撤去工事助成金』もあります

現に居住その他の用に供しない建物で、屋根、柱等が朽ちる等により、使用不能となり、かつ第三者に危険を及ぼすおそれがある廃屋の解体工事に対して助成を行います。資格要件があるため必ず工事前にご相談ください。

空き家を活用・探したい

空き家バンク制度を通じて、空き家の活用を町がお手伝いします。登録申込書提出後、現地調査に職員がお伺いし審査の上、空き家バンク登録を行い、ホームページ上で情報発信をします。登録後は、その情報を見た方との取り次ぎを町の方で行います。その後の交渉・契約等につきましては、当事者同士で行うことになり、町で仲介は行いませんのでご注意ください。登録にあたっては、**空き家バンク登録推進助成金制度**もあります。

空き家バンク登録物件の 利用が決まったら

要件を満たす場合、以下の補助金・助成金を受けることができます。

○空き家家財道具等処分補助金

空き家内の家具などの処分・抛出に要する経費の1/2補助。補助は10万円を上限。

※肝付町空き家バンク制度登録物件を対象に、所有者・利用者いずれかが申請。他要件あり。

○空き家成約助成金

登録空き家を移住希望者又は町内在住者が利用する場合において、当該空き家の提供者に対し5万円助成。※他要件あり。

※上記いずれの場合も事前に申請が必要となりますので、まずはお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 建設課 住宅係 ☎0994(65)8424